



家庭から出る

事業活動(農業・商店・飲食店・会社など)で出るのは、地区の集積場や資源回収会場には出せません。

その1

資源・ごみの分別ガイド

●別冊「資源・ごみの分別ガイド その2」、「収集カレンダー」と併せてご活用ください。分別方法が分からないものは、生活環境課(23-7629)にお問い合わせいただくか、市のホームページまたはごみ分別アプリ「さんあ〜」でご確認ください。

不燃ごみ (燃やさないもの)

- ◆月1回の地区の資源回収日に分別して出してください。
※少量(買い物かご1つ分)であれば資源集積センターに自己搬入することができます。少量の目安は別冊の「資源・ごみの分別ガイド その2」をご覧ください。
- ◆資源回収の日時・場所は、地区別の「収集カレンダー」で確認してください。
- ◆多量の不燃ごみを出される場合は**粗大ごみ受入場所**へ自己搬入してください。(有料)
- ◆**事業活動(農業・商店・飲食店・会社など)で出たものは不燃ごみとして出せません。**

埋めるもの

- ◆燃やさないもの、資源にならないものが対象です。
- ◆大きさの目安は**最長辺が30cm以下、細長いもの(直径5cm以下)は、長さ100cm以下**です。



有害なもの

- ◆資源回収会場の専用コンテナに入れてください。
- ◆蛍光管や鏡は割れていても同様に回収します。



粗大ごみ

◆事業活動(農業・商店・飲食店・会社など)で出たものは**粗大ごみとして出せません。**

自己搬入(有料) 粗大ごみは、クリーンセンター西側の粗大ごみ受入場所へ搬入してください。

搬入できる日時(火曜日・水曜日・木曜日の祝日と年末年始は休み) ※「●」第4日曜日のみ搬入可

搬入先	月	火	水	木	金	土	日	搬入時間	対象	料金
粗大ごみ受入場所 (クリーンセンター隣接)	×	○	○	○	×	×	●	午前9時～ 午後3時30分	粗大 不燃	1車ごと100kgにつき800円 (50kg以下の場合は400円)



戸別収集 生活環境課(電話 23-7629)へ電話申込みをしてください。料金などの詳しい情報については、別冊の「資源・ごみの分別ガイド その2」をご覧ください。土曜日・日曜日・祝日の受付は行っていません。

市で処理できないもの

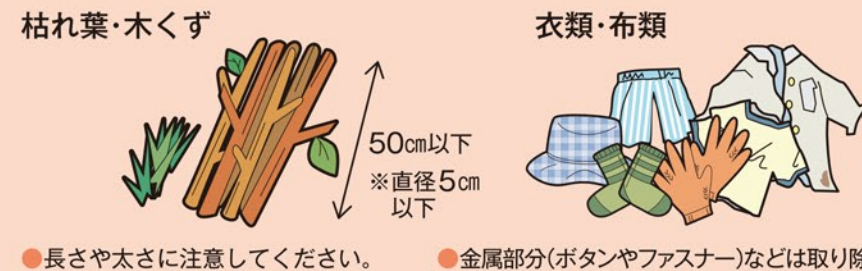
次のものは、家庭から出たものでも市の施設では処理できません。販売店や専門業者などへ処理を依頼してください。
医療系廃棄物、LPガスボンベ、瓦、れんが、コンクリート、スレート、消火器、石膏ボード、エンジンオイル、灯油、タイヤ(自動車、バイク、農業機械用)、農業、劇薬、パソコン、バッテリー、ピアノ、オートバイ、耐火金庫、タイル、石臼、業務用家電製品など
●その他処理方法が不明なものは、生活環境課へご相談ください。

パソコンの処理方法

◆製造業者へ回収を依頼してください。
直接各業者にお問い合わせください。各業者の受付窓口はパソコン3R推進協会が確認できます。
左のリサイクルマークがない製品(平成15年10月以前に購入したものは、リサイクル料金が必要です。)
【パソコン3R推進協会】
TEL 03-5282-7685
URL <http://www.pc3r.jp>
●本体とディスプレイ(デスクトップ・ノートパソコン)がリサイクルの対象です。

可燃ごみ (燃やすもの)

- ◆収集日当日の日の出から午前8時30分までにお住まいの地区の集積場へ出してください。
- ◆長いもの・大きなものは**指定ごみ袋に入る大きさ(目安は30cm)**に切ってください。※大きさの目安は最長辺が30cm以下、細長いもの(直径5cm以下)は長さ50cm以下です。
- ◆指定ごみ袋は、市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、日用品店などで購入してください。



ルール違反のごみは…

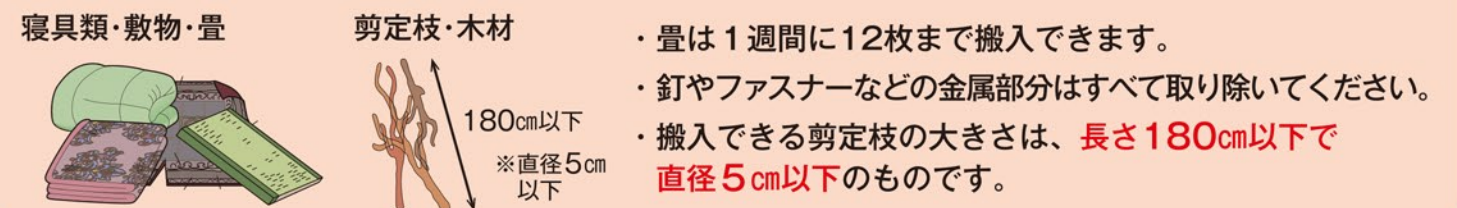
収集できません!
不燃ごみが入っています
燃やさないものが混入しています
指定ごみ袋に入らない大きさのものが混入しています
指定ごみ袋に入らない長さのものが混入しています
指定ごみ袋に入らない太さのものが混入しています
その他
このごみ袋には指定された種類のごみを入れてください
指定された種類のごみ以外を入れてはなりません

ルール違反のごみには警告シールをごみ袋に貼り、収集しません。出した方の責任で分別し、出し直してください。

自己搬入(有料) 多量の可燃ごみや大きさの目安を超える可燃ごみは、ご自身でクリーンセンターへ搬入してください。

搬入できる日時(日曜日と祝日、年末年始は休み) ※「△」午前9時～正午のみ搬入可

搬入先	月	火	水	木	金	土	日	搬入時間	対象	料金
クリーンセンター	○	○	○	○	○	△	×	午前9時～午後5時	可	1車ごと100kgにつき800円 (50kg以下の場合は400円)



3R

- ①ごみを減らす(リデュース) 一人ひとりが心がけること、手をかけることで、ごみは減り、資源の有効利用につながります。
- ②繰り返し使う(リユース)
- ③再生利用する(リサイクル)

資源・ごみに関する問い合わせ先

新城市 生活環境課

新城市日吉字樋田56番地(クリーンセンター内)
TEL(0536)23-7629(または22-0521)
メール kankyou@city.shinshiro.lg.jp



案内図



資源

- ◆月1回の地区の資源回収日に分別して出してください。
※資源集積センターへの自己搬入も可能です。
- ◆資源回収の日時・場所は、地区別の「収集カレンダー」で確認してください。
- ◆事業活動（農業・商店・飲食店・会社など）で出た紙類は資源として資源集積センターへ自己搬入することができます。

紙類 (5分類)

- ◆封筒のビニール窓や粘着テープ、布類、金属類など紙以外のものは取り除いてください。
- ◆結束する場合は「紙ひも」を使用してください。
- ※「紙ひも」は、資源として再利用します。ビニールひもや麻ひも等は使用しないでください。

①新聞・広告 ②雑誌・雑紙 ③ダンボール ④紙パック ⑤紙製容器包装

- 新聞と広告を分ける必要はありません。
- コピー用紙、封筒、ハガキなども雑誌・雑紙に分類する。
- 内面がアルミ加工のものは「可燃ごみ」へ。
- このマークの付いたものが対象です。

金属類 (5分類)

- ◆アルミ缶、スチール缶は中身を空にして、中をきれいにすすいでください。
- ◆缶以外の金属、小型家電以外は「その他金属類」で出してください。
- ※「小型家電」は市役所本庁、鳳来・作手各支所に専用の回収ボックスを設置しています。
- ◆スプレー缶は中身を空にして出してください。(穴を開ける必要はありません。)

①アルミ缶 ②スチール缶 ③スプレー缶 ④小型家電(電池や電源コードで起動するもの) ⑤その他金属類

- 缶類はつぶさずに出してください。
- スプレー缶はアルミとスチールに分ける必要はありません。
- 分解する必要はありません。
- コードは切らないでください。
- 取り外しができる電池や電球は取り外して、電池は「有害なもの」、電球は「埋めるもの」へ。
- 大きさの目安は30cm以下です。
- 大きさの目安
 - ・最も長い部分が30cm以下。
 - ・細長いもの(直径5cm以下のもの)は100cm以下。
- 布、プラスチック等の異物は可能な限り取り除いてください。
- 細かい金属はできるだけ金属の入れ物に入れて出してください。

びん類 (7分類)

- ◆食べ物・飲み物の入っていたびんと化粧品のびんが対象です。
- ◆ラベルははがさず、キャップをはずし、中をしっかりとすすいでから出してください。
- ※割れたもの、汚れがとれないもの、耐熱ガラスは「埋めるもの」へ。

①一升びん(茶色・緑色) ②ビールびん ③透明びん ④茶色びん ⑤緑色びん ⑥黒色びん ⑦その他の色びん

- 酒・しょうゆ用などのびん
- 乳白色のびんは陶器製のものと同様扱いなので注意してください。
- これらは「埋めるもの」へ。
殺虫剤、食べ物・飲み物・化粧品以外のびん、割れたもの、汚れがとれないもの、耐熱ガラス

プラスチック容器類 (2分類)

- ◆きれいにすすいでください。
- ◆汚れたペットボトル・トレイは再生できません(汚れの取れないものは「可燃ごみ」へ)。

①ペットボトル ②白色トレイ

このマークの付いたものが対象です。
●飲料、酒、しょうゆ、ノンオイルドレッシングなどの容器に表示あり。

●ペットボトルの出し方
①ラベルとキャップを取る(ラベルは可燃ごみ、キャップは硬質プラスチックへ)。
②中をすすぐ。
③つぶす。

●色や柄の入ったもの、発泡スチロール、カップ麺・納豆などの容器は「可燃ごみ」へ。

布類

- ◆きれいに洗ったものを出してください。
- ◆汚れや破れ、臭いのひどいものは、金属部分を取り外して「可燃ごみ」へ。
- ◆濡れると再生できない場合があるので、濡れそうときは出さないでください。

衣類 布類(タオル・シーツなど)

- 綿、化学繊維(ポリエステル、レーヨン、ナイロン、合皮など)の素材も対象。
- 多量に処分したい場合は地区の資源回収ではなく「資源集積センター」へ搬入(無料)。
- 衣服のボタンやファスナーなどはつけたまま出してください。

硬質プラスチック

- ◆手でつぶれない硬さのプラスチック製品が対象です。
- ◆最長辺が30cm以下のものが対象になります。
- ※プラスチック以外の素材が大半を占めるものは「その他金属類」または「埋めるもの」へ出してください。

- プラスチック部分以外の異物(金属やゴムなど)や汚れは可能な限り取り除く。ただし、取り除くのが困難で少量残る場合はそのまま出す。
- プラスチック以外の素材が大半を占めるものや汚れのひどいものは「その他金属類」や「埋めるもの」へ。
例: 金属部分が多いハンガーは「その他金属類」へ。汚れのひどいプランターなどは「埋めるもの」へ。
- 洗剤の容器などは中をすすいで出す。

自己搬入 事前にご家庭できちんと分別してから搬入してください。

搬入できる日時(日曜日と祝日、年末年始は休み) ※「△」午前9時~正午のみ搬入可

搬入先	月	火	水	木	金	土	日	搬入時間	対象	料金
資源集積センター(クリーンセンター隣接)	○	○	○	○	○	△	×	午前9時~午後5時	資源	無料

食用油

- ◆菜種油、オリーブオイル、ごま油などの植物性の油が対象です。
- ◆ペットボトルに詰めて回収箱の中に入れてください。

●食用油の出し方

① 使用済みの油を冷まし、揚げかすを取り除く。 ② 漏斗などを使用し、ペットボトルに油を入れて、キャップをする。 ③ 回収箱設置店舗に出す

Aコープしんしろ店 パロー新城店
Aコープ作手店 ピアゴ新城店
ココカラファイン長篠店

家電リサイクル法対象製品の処理

以下の家電製品は、「家電リサイクル法」により製造業者でのリサイクルが義務付けられています。
処理する場合は、家電リサイクル券の購入が必要です。
※分解はしないでください。

エアコン・室外機 テレビ 冷蔵庫・冷凍庫(保冷庫・冷温庫も含む) 洗濯機・乾燥機

- ◆処理方法(次の3つのうちいずれかの方法で処理してください。)

- ①家電販売店へ引取りを依頼する。
買い替える際は、必ず依頼してください。
- ②メーカー指定引取場所へ自己搬入する。メーカー指定引取場所は別冊の「資源・ごみの分別ガイド その2」を参考にしてください。「家電リサイクル券」が必要です。
- ③生活環境課へ処理を依頼する。(自己搬入または戸別収集)
「家電リサイクル券」と「粗大ごみ収集処理券」が必要です。

- 家電リサイクル券
郵便局で購入できます。リサイクル料金は、別冊の「資源・ごみの分別ガイド その2」を参考にしてください。
- 粗大ごみ収集処理券
市内の販売指定場所で購入できます。粗大ごみ収集処理券の料金については別冊の「資源・ごみの分別ガイド その2」を参考にしてください。



家電リサイクル券